

市民と共に歩む図書館をめざして

—東久留米市立図書館のめざすもの—

平成 22 年 9 月

東久留米市立図書館

はじめに

東久留米市立図書館は、図書館法に基づき条例設置された公立図書館であり、東久留米市の運営する社会教育施設の一つです。東久留米市では、近年の社会情勢、経済情勢の変化を受け、社会教育施設の今後のあり方について、検討、改善をすすめています。平成 19 年 2 月の「東久留米市社会教育施設のあり方に関する検討委員会 最終報告書」では、「図書館の今後のあり方については、他市等の動向を注視し、市民サービスの向上、効率的な運営に向けて、どのような運営方法が望ましいのか、広い視点から検討を進めていく必要がある」としています。さらに、平成 21 年 3 月、「第三次東久留米市行財政改革基本方針行財政改革プラン(改訂)」では、図書館の今後のあり方について、検討の方向性が示されました。

図書館では、これらの検討を進めるにあたり、図書館の基本的な性格と役割を明らかにするため本報告書を作成しました。ここで示した図書館の将来像をどのように実現していくのか、現状と課題の分析を踏まえ、今後は「図書館のあり方検討委員会」を立ち上げ、全庁的な視点から検討を行う予定です。

図書館の使命は、「知る」こと「学ぶ」ことを、「すべての市民」に保障することです。公立図書館は無料で公開されます。生涯学習の拠点として、図書館の役割はますます重要になっています。これらの役割を踏まえ、図書館のあり方を検討する際の道標となるのがこの本報告書です。

本文は、巻頭の概念図に示すとおり、1. 図書館の基本理念、2. 基本理念である「地域を支える図書館」の要点、3. 具体的な図書館のはたらきで構成し、さらに、東久留米市立図書館の歴史、図書館の法的位置付け、及び沿革と現状を資料編で示しています。

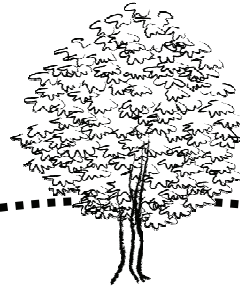
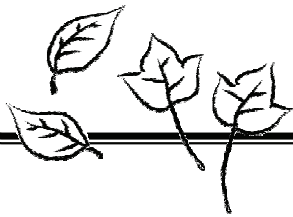
今後の図書館のあり方を検討していくに当たって、本報告書を市議会、図書館協議会をはじめ多くの市民の方にお示しし、ご意見をいただきながら進めていきます。

東久留米市立図書館

—市民と共に歩む図書館をめざして—

1 図書館の基本理念

地域を支える図書館



すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け
21 世紀にふさわしい図書館サービスが受けられることで
市民の暮らしは豊かになり、地域に活気が生まれてくる。
市民と共に成長する図書館をめざす。

2 地域社会と図書館

- (1) 図書館はまちの情報拠点
- (2) 市民とのパートナーシップ
- (3) 図書館は生涯学習の中核施設

3 図書館のはたらき

- (1) 地域に根ざす図書館
- (2) 資料の充実
- (3) 図書館は地域の百科事典
- (4) 学校との連携
- (5) 図書館利用に障害のある人々へのサービスの拡充
- (6) すべての世代の支援施設
- (7) 滞在型利用ができる地域のサロン
- (8) 国際化の窓口
- (9) 司書はアドバイザーでありプランナー
- (10) 広報活動の充実
- (11) 市役所と連携し行政資料のオンライン化

I. 市民と共に成長する東久留米市立図書館

1. 図書館の基本理念 地域を支える図書館

東久留米市立図書館の基本理念は、地域を支える図書館です。図書館は市民が必要な意思決定ができるようにさまざまな情報を提供し、課題解決を支援します。また、まちの歴史や文化を保存・継承し、地域の発展を支える情報拠点をめざします。

図書館では、この基本理念を念頭に「すべての市民がより良く生きるための力を身に付け、生涯を通じて学び、支えあうことができる地域社会の実現を目指す」という本市の教育目標を推進します。

図書館の役割は、子どもの成長、高齢者や障がい者の安定した生活、青少年から成人までの学習やビジネス情報、豊かな読書や文化・学問の享受という重要な課題に対し、資料や学習環境を提供し市民を支援することです。図書館は、すべての市民に知る機会を保障する社会基盤の一つであり、個人のプライバシーを守りながら、市民への継続的なサービスを提供します。すべての市民に図書館サービスを保障するには、子どもや図書館利用が困難な高齢者・障がい者、そして外国人に対して十分な配慮が必要となります。そのために、市は責任をもって図書館を設置し、長期的視野に立って運営することが求められています。

また、地方分権が進む現代において、地方公共団体は独自に情報を収集し、状況判断や政策立案を行う必要があります。市政への市民参加が進んでいる今日、図書館は多様な資料や必要な情報を積極的に提供することにより、市民や行政の自立的判断を支え、様々な課題を解決するための支援を行っていきます。

2. 地域社会と図書館

(1) 図書館はまちの情報拠点

東久留米市に関する資料は、図書館が責任をもって収集・保存し、提供します。これまでも地域資料・行政資料の収集を行ってきていますが、今後はさらに、「湧水」や「水」に関する資料など郷土に因んだ資料の収集に努め、東久留米市の歴史を保存する役割も担っていきます。

また、図書館は東久留米市の情報提供の場としても重要な役割を果たし

ています。市民が活動を展開し発展させる上での行政に関する情報は不可欠であり、行政資料・地域資料の充実、豊かな市民文化を築くための役割を果たします。図書館は、住民自治の醸成を手助けする役割を期待されます。

情報化が人々の日常生活に浸透している今日、情報格差の問題も浮き彫りにされています。図書館には情報格差の問題解決に寄与することが求められています。市民ひとりひとりが、本当に必要としている情報を迅速かつ的確に入手できるようサポートしていくことが重要です。そのため、資料や情報に精通し市民の学習を支援する図書館職員の働きは重要であり、更なる向上が求められます。

今後は、図書館のホームページの充実を図ることで、より積極的な情報発信をめざします。さらに新たな窓口の設置を検討し、人と情報の交流の拠点としての図書館をめざします。

(2)市民とのパートナーシップ

図書館が市民の図書館として発展するためには、市民の力が不可欠です。これまでも、子ども読書活動の推進や視覚障害者用の音訳図書之作製など、市民との協働で活動してきた歴史があります。今後は、市民との協働をさらに発展させ、市民と力をあわせた図書館運営に取り組んでいきます。具体的には、図書館協議会を充実し、利用者懇談会の開催、市民団体との事業の共催など、市民が参画する図書館運営の推進に努めます。

また、市民参加をさらに進め、「市民が利用するだけの図書館」から「市民が利用し、活動し、育てていく図書館」をめざします。さらに図書館は、市民相互がふれあい成長しあう場となるよう市民と共に活動します。図書館職員はコーディネーターの役割を担っていくことが求められています。

市民活動が、図書館という場を通じて発展することにより、豊かな地域文化が形成され、次代に引き継ぐ架け橋となれるよう、図書館運営の一層の充実を図ります。

(3)図書館は生涯学習の中核施設

図書館は、市民が日常生活の中で心の豊かさや生きがいを得ようとする時に支援できる公の施設です。図書館の書架には、実用的な資料の他に人類の叡智ともいえるべき文化や遺産、歴史が資料として配列されており、手軽に誰でも手に取ることができます。図書館の資料は、過去のみならず、

最新の情報、未来に関する情報も入手することができます。

最近の市民ニーズは多様であり、その期待に応えられるよう、今後更なる蔵書の充実と資料の増加を図ることが求められています。「日本の図書館－2007」（日本図書館協会）による本市の数値的基準では、多摩地域・多摩北部広域都市行政圏の平均値との比較で、多くの項目で平均値を下回る結果となりました。（参考資料2 参照）厳しい財政状況ではありますが、市民ニーズに応える選書を行い、蔵書の増加を図るための新たな書架スペースの増設を検討していきます。

また、今後の図書館の重要な役割の一つとして、課題解決を支援する機能の充実があげられます。地域の課題解決に向け、インターネット情報を含む多彩な資料を充実させることが求められます。さらに、市民が資料を有効活用できるよう配列を工夫するとともに、資料検索や利用法をサポートすることが求められています。

生涯を通して学習や読書を継続するためには、子ども時代の読書経験や学習が重要です。そのため、本市では「東久留米市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の充実を図っています。図書館はその中核を担うとともに、学校教育への支援や地域との連携に取り組むことが求められています。

今後は、生涯学習の拠点となるよう、市民の立場に立って開館時間の見直しや市民がアクセスしやすい窓口の設置をめざします。

3. 図書館のはたらき

（1）地域に根ざす図書館

- ①市民の利便性を考慮し、新たな夜間対応窓口の設置を検討します。
- ②中央図書館に専門的な業務を一元化し、拠点館としての機能を充実します。
- ③地区館は地域に根ざした市民に身近な図書館をめざします。
- ④東久留米市のまちの情報を積極的に収集します。
- ⑤コミュニティの核となる市民の憩いの場の提供に努めます。
- ⑥市民のための行政情報センターをめざします。
- ⑦図書館協議会や利用者懇談会を開催します。

（2）資料の充実

- ①市民ニーズに応える選書と蔵書構成を図ります。
- ②資料の年間購入計画を作成しホームページ等で公開します。

- ③東久留米市の地域資料や地域コレクション及び行政資料の収集・保存・提供の充実を図ります。
- ④書庫スペースを増設し資料保存体制の向上をめざします。

(3) 図書館は地域の百科事典

- ①地域資料を積極的に収集・保存し発信します。
- ②近・現代の市史の編纂支援をめざします。

(4) 学校との連携

- ①学校と連携し地域の教育力を高める支援を進めます。
- ②東久留米市子ども読書活動推進計画を実施します。
- ③学校支援センターによる学校図書館の支援と連携を図ります。
- ④地域の読書ボランティア活動の支援と連携を図ります。

(5) 図書館利用に障がいのある人々へのサービスの充実

- ①高齢化社会に対応するサービスの充実をめざします。
- ②デジタル化への取り組み等、視覚障がい者の利用しやすい資料の整備を図ります。
- ③宅配サービスの充実や施設訪問の拡充を図ります。
- ④対面朗読の充実やプライベートサービスの充実をめざします。

(6) 図書館はすべての世代の支援施設

- ①高齢者と若い世代との共生の場の創出をめざします。
- ②子育て支援の充実を図ります。
- ③子どもたちへ積極的に読書活動を進めます。
- ④青少年の活動の場の提供と職業情報の提供を進めます。
- ⑤高齢者の生きがいの創出をめざします。

(7) 滞在型利用ができる地域のサロン

- ①市民が居心地良く長時間滞在できる空間の創出をめざします。
- ②施設改善計画を策定します。

(8) 国際化の窓口

- ①図書館は地域の国際化の推進拠点をめざします。
- ②多文化資料収集の充実と全館に多文化コーナーを設置します。
- ③外国語による窓口対応研修を実施し外国語による接遇の向上を図

ります。

(9) 図書館員はアドバイザーでありプランナー

- ① 研修などで専門分野を習得した職員を計画的に配置します。
- ② 資料・情報の収集法や利用法に精通した専門性と、地域の活動をコーディネートし「市民の力」を支援する職員を育成します。

(10) 広報活動の充実

- ① 基礎情報を広く市民に提供し積極的なPR活動を推進します。
- ② 図書館ホームページの充実を図ります。
- ③ 潜在的利用者の発掘による登録率のアップをめざします。

(11) 市役所と連携し行政資料のオンライン化

- ① 市政情報コーナーや行政資料室、議会図書室などと連携し、データの共有化をめざします。
- ② 行政のための情報センターをめざします。

Ⅱ．東久留米市立図書館の歴史

東久留米市立図書館は、昭和 46 年に開館し、移動図書館と小さな地域図書館として出発しました。本市の図書館は、「子どもたちに本を」という市民の要望により誕生し、貸出と児童サービスを重視し、市民ニーズをとらえた図書館運営で多くの市民が利用する施設となりました。昭和 54 年に中央図書館が開館し、現在は 3 つの地区館をあわせた図書館システムで、年間約 100 万点の利用実績があります。

平成 21 年、市内のボランティア団体「科学の本の読み聞かせの会ほんとはんと」が、子ども読書活動優秀実践団体として文部科学大臣表彰を受けました。表彰の背景となった科学の本の読み聞かせ事業は、市民のアイデアを図書館が事業化し、図書館とボランティアが共に育て運営しています。市民と図書館の協働の好例です。

開館当初から、おはなし会や児童向け事業、視覚障害者向けの録音図書の作製など 30 年をこえるボランティアとの協働実績があり、図書館の良き伝統となっています。

市民と協働しながら市民ニーズに適う図書館活動を進めるためには、図書館職員の役割が重要です。このため、開館当初から一貫して専門職員を配置しています。

東久留米市立図書館は、多く市民に利用される図書館に成長しました。

資料編

公立図書館とは一法的位置付け

1. 図書館法の目的

公立図書館は、図書館法第 10 条（昭和 25 年法律第 118 号）に基づいて地方公共団体が設置する図書館であり、教育委員会が管理する機関である。図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。

図書館法第 1 条では、公立図書館の設置運営は「社会教育法」に基づき「国民の教育と文化に寄与する」と目的を明示している。社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神とは、同法第 3 条が掲げる「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境」の醸成を、国民の教育を受ける権利の具体化として、国及び地方公共団体の任務とする考えである。

2. 図書館サービスの内容

図書館法第 2 条で、図書館は、図書等の必要な資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされている。第 3 条では、これらを実現し、さらに学校教育を援助し、家庭教育の向上に資するための具体的な「図書館奉仕」（図書館サービス）の内容が定められている。

3. 図書館の運営、設置の概要

図書館法は、図書館に専門的職員の司書を配置（第 5 条）、図書館の設置及び運営上の望ましい基準の制定と公表（第 7 条）、無料の原則（第 17 条）といった図書館運営の基本を定めている。

4. 教育基本法との関係

平成 20 年 6 月、教育基本法の改正を踏まえ、社会教育の学習成果を活用して行う教育活動の機会提供事業の追加、司書の研修、図書館の運営に関する評価や住民への情報提供の努力規定などの法整備が行われた。

5. 子どもの読書活動推進法との関係

子どもの読書活動推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）により東久留米市では「東久留米市子ども読書活動推進計画」（平成 19 年 3 月）

を策定した。読書環境を整備し、子どもの読書を推進する活動の、中心的役割を図書館は担っている。これは「豊かな心と人間性を高めていく人間」「自ら学び、知を創造する人間」の育成という東久留米市の教育目標に寄与するものである。

6. 文字・活字文化振興法との関係

文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）においては、市町村は、必要な数の図書館の設置および適切な配置に努めること、国及び地方公共団体は、司書等の人的整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備等に必要な施策を講ずる等が規定されている。

（法律上の要請）

- ① 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号 平成 20 年改正法律第 59 号)
- ② 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号 平成 20 年改正法律第 59 号)
- ③ 公立図書館の設置および運営上の望ましい基準（平成 13 年文部科学省告示第 132 号）
- ④ 子ども読書活動推進法(平成 13 年法律第 154 号)
- ⑤ 文字・活字文化振興法(平成 17 年法律第 91 号)
- ⑥ 図書館の自由に関する宣言(昭和 29 年採択 昭和 54 年改訂)
- ⑦ 国民読書年に関する決議(第 169 回国会 決議第 2 号)

現在の図書館業務の水準 (参考資料2)

「日本の図書館-2007」(日本図書館協会)による本市の数値的水準

	東久留米	多摩地域	多摩北部広域
		10～15万人市平均	都市行政圏平均
床面積(m ²)	3,880	4,245	5,966
蔵書数(千冊)	402	523	660
市民ひとり当たりの蔵書数(冊)	3.5	4.4	4.7
職員(司書)＋嘱託	24(11)＋21	27(11)＋24	34(18)＋30
年間貸出数(千冊)	957	994	1,237
市民ひとり当たりの貸出数(点)	8.4	8.2	8.9
団体貸出(千冊)	17	14	24
レファレンス件数(千件)	2.4	5.2	5.6

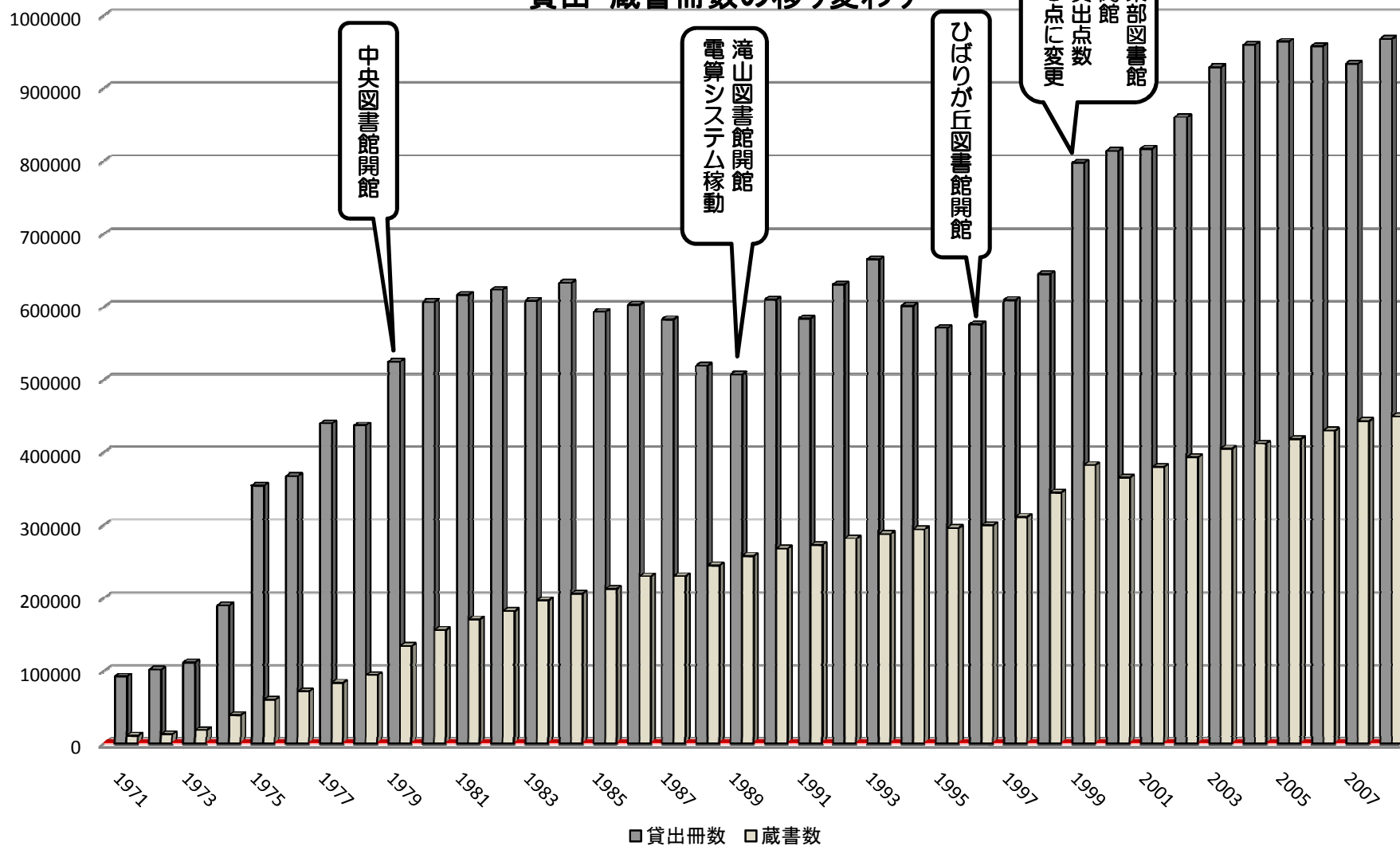
多摩地域10～15万人市

小金井市・国分寺市・東久留米市・武蔵野市・青梅市・多摩市・東村山市

多摩北部広域都市行政圏

小平市・清瀬市・東村山市・東久留米市・西東京市

貸出・蔵書冊数の移り変わり



平成21年度 地域別登録者数（登録率）

（単位：人）

地域	館 人 口 22.1.1現在	中 央	滝 山	ひばりが丘	東 部	登 録 者 数 計	登 録 率 （ % ）
上 の 原	2,127	164	8	14	479	665	31.3
神 宝 町	2,579	175	6	18	607	806	31.3
金 山 町	3,150	234	12	22	736	1,004	31.9
氷 川 台	3,242	420	25	30	532	1,007	31.1
大 門 町	3,704	317	20	32	1,332	1,701	45.9
東 本 町	2,561	237	8	26	432	703	27.5
新 川 町	2,302	243	18	22	450	733	31.8
浅 間 町	5,698	368	17	123	582	1,090	19.1
学 園 町	3,271	220	11	453	85	769	23.5
ひばりが丘団地	1,103	45	5	310	9	369	33.5
本 町	6,870	1,521	37	92	490	2,140	31.1
小 山	5,361	945	26	34	252	1,257	23.4
幸 町	5,066	1,145	38	41	135	1,359	26.8
中 央 町	7,884	2,202	104	253	194	2,753	34.9
南 沢	7,557	1,126	73	1,145	181	2,525	33.4
前 沢	8,869	814	975	143	74	2,006	22.6
南 町	4,377	372	102	467	40	981	22.4
滝 山	10,857	1,061	2,305	102	121	3,589	33.1
下 里	12,475	1,041	852	60	140	2,093	16.8
柳 窪	5,435	288	621	26	24	959	17.6
野 火 止	3,010	366	52	26	61	505	16.8
八 幡 町	5,863	1,036	247	47	85	1,415	24.1
弥 生	1,446	57	147	2	14	220	15.2
市内合計	114,807	14,397	5,709	3,488	7,055	30,649	26.7
(内中学生以下)	16,144	1,369	408	310	712	2,799	17.3
小 平 市		192	707	54	33	986	
東 村 山 市		169	164	33	62	428	
清 瀬 市		433	88	49	194	764	
西 東 京 市		325	105	1,931	135	2,496	
新 座 市		582	18	92	1,580	2,272	
そ の 他		8	0	0	4	12	
市外合計		1,709	1,082	2,159	2,008	6,958	
合 計		16,106	6,791	5,647	9,063	37,607	
(内中学生以下)		1,460	461	489	852	3,262	

平成21年度に1点以上の利用のあった者を登録者としている。

東久留米市立図書館を利用できる者は、次のとおりである。東久留米市に在住・在勤の方。
小平市、東村山市、清瀬市、西東京市、新座市に在住の方。

「多摩六都図書館共通利用カード」を所持する方。

図書館の歩みと蔵書数・実績・資料費の推移

年度	蔵書数 (千冊/うち児童)	貸出点数 (千冊/うち児童)	受入冊数 (千冊/うち児童)	資料費・決算額 (千円)	リクエスト 件数 (件)
昭和54(1979) 中央図書館開館	141(62)	563(368)	52(16)	67,005	—
平成1 (1989) 滝山図書館開館	249(85)	507(189)	31(29)	45,427	9,984
平成8 (1996) ひばりが丘図書館開館	286(91)	576(157)	25(9)	59,036	19,193
平成11(1999) 東部図書館開館	360(114)	806(200)	41(9)	100,046	31,965
平成21(2009)	430(135)	916(234)	19(5)	35,193	133,202

典拠 「日本の図書館」(日本図書館協会)

図書館の職員体制の変遷

年 (4月1日現在)	正規職員	うち 司書数	非常勤嘱託 臨時職員	職員に関する動向
昭和55(1980)	24	18	土日パート臨時	正規職員の司書職採用 (～55年度)
平成2 (1990)	27	11	地区館に臨時 土日パート臨時	
平成9 (1997)	28	13	6 土日パート臨時	司書講習への派遣 各館に臨時職員配置
平成12(2000)	27	12	12 土日パート臨時	図書館専門員配置 (平成10年～)
平成22(2010)	25 (うち 再任用5)	8	20 土日パート臨時	

典拠 「日本の図書館」(日本図書館協会)
 職員の推移は、新館開館が年度途中のため、翌年4月の
 職員数を使った。

～～*～東久留米市立図書館のあゆみ～*～*～*

年号（西暦）	図書館設置・施策	サービス
昭和45(1970)	東久留米市図書選定委員会発足(8月) 東久留米市市制施行(10月)	
昭和46(1971)	婦人子ども図書館開館（面積:39㎡、蔵書:約5,000冊） 移動図書館「くるめ号」巡回開始	
昭和48(1973)	東久留米市図書館運営委員会発足	
昭和49(1974)	青少年センター図書室開館（面積:34㎡） ひばりが丘図書館開館(面積:202㎡)	
昭和50(1975)	東久留米市立図書館条例制定 滝山図書館開館(面積:80㎡)	
昭和51(1976)	東久留米市立図書館協議会発足	
昭和54(1979)	中央図書館開館（延床面積:2,436㎡） 音訳講習会（音訳ボランティア養成）開始	視聴覚資料の個人貸出開始 音訳講習会（音訳ボランティア養成）開始
昭和55(1980)		障害者サービス開始
昭和57(1982)		中央図書館、盲人用録音物等発受施設に指定
昭和58(1983)	上の原図書館増築改修	
昭和60(1985)	中規模図書館三館構想策定(9月)市の長期総合計画に図書館整備計画を位置づけ(12月)	
昭和61(1986)	浅間町地区センター図書室開館 東久留米市図書館基本構想策定	障害者への宅配サービス開始
平成元(1989)	滝山図書館、西部地域センター内で開館(面積:457㎡)	図書館電算システム稼働
平成2(1990)		中央-滝山図書館オンラインで図書館システム稼働 個人利用の制限を3点から5点に変更
平成3(1991)	青少年センター図書室廃止	多摩北部都市広域行政圏(東久留米、小平、東村山、田無、保谷、清瀬市)で広域利用開始
平成5(1993)		小学校1年生に学校訪問による本の紹介を開始
平成6(1994)		児童図書のリサイクル事業を開始 東久留米駅西口に返却ポスト設置
平成7(1995)		中央図書館にて長時間開館(試行)開始 一般図書のリサイクル事業を開始 東久留米駅東口に図書返却ポスト設置
平成8(1996)	ひばりが丘図書館、南部地域センター内で開館（面積:464㎡）	
平成9(1997)	司書資格取得講習へ職員の派遣開始	
平成10(1998)	図書館専門員(嘱託職員)配置	

平成11(1999)	東部図書館、東部地域センター内で開館（面積:413㎡）	個人利用の制限を8点に変更
	中央図書館開館20周年記念事業実施	個人利用の制限を8点に変更
平成12(2000)	移動図書館「くるめ号」巡回中止	
平成13(2001)	上の原図書館、浅間町地区センター図書室 及び移動図書館「くるめ号」廃止	
平成14(2002)	コミュニテイ図書室に連絡車巡回	多摩六都図書館共通利用カード発行
平成15(2003)	「21世紀の図書サービスを考える研究会最終報告」 学校へ団体貸出の配送開始	多文化サービス開始 土・日・月曜日にかかる祝日を開館日とする ブックスタート事業開始
平成16(2004)	図書館協議会意見具申「ふれあいと活力を生み出す図書館」提出	図書館蔵書検索予約システム稼動 図書館ホームページ開設
平成18(2005)	学校図書館支援センターを教育センター内に設置	
平成19(2006)	東久留米市子ども読書活動推進計画の策定	
平成21(2009)	中央図書館開館30周年に伴う記念事業	
平成22(2010)	「市民と共に歩む図書館を目指して-東久留米市立図書館の目指すもの」(原案)の検討	

これからの図書館像

— 市民と共に歩む図書館をめざして — 「これからの図書館のあり方検討協力者会議」 報告書より

役に立つ図書館へと変わっていくために必要な機能

○従来の閲覧・貸出・リクエストサービス等を維持しつつ、新たな視点から取組を実施

市民の生活、仕事、自治体行政、学校、産業など各分野の課題解決を支援する相談・情報提供の機能の強化

・相談専用窓口の設置と適切に対応できる職員の配置

図書館利用に障害のある人々へのサービス・多文化サービスの充実

図書館のハイブリッド化—印刷資料とインターネット等を組み合わせた高度な情報提供

・パソコンの整備、ネットワークへの接続、蔵書横断検索システムの整備、図書館のホームページの充実

・図書館ホームページが地域情報の玄関(ポータルサイト)に。

学校との連携による青少年の読書活動の推進、行政・各種団体等との連携による相乗効果の発揮

・図書館から行政・団体等に対しては、政策立案支援、広報協力、会場提供等。行政・団体等から図書館に対しては、機能のアピール、来館者増への寄与。このような相乗効果を積極的にPR。

・東久留米市子ども読書活動推進計画の実施

・学校支援センターによる学校図書館支援

○これらの機能を発揮するために必要な図書館経営の改革

図書館の資源の配分の見直し、職員の意識改革・資質・能力の一層の向上、利用者・利用団体への積極的な広報、利用者の視点にそった弾力的運営、評価等

これらの機能が十分に発揮されると

市民にとっては

・職業(新たな知識・法令・規制・制度・経済・資格等)
・生活(健康・福祉・教育・家計等)
・豊かな暮らし(文化・教養・趣味等)に関する課題や悩み、不安を解決・解消する助けとなることができる。

行政・議会関係者にとっては

・政策策定にあたっての先進的事例・他自治体の動向の把握
・行政改革・財政改革のための手法の開発
・新しい制度や仕組みの普及・周知を進める上での助けとなることができる。

学校にとっては

・図書資料の定期的配本や集団貸出による学校図書館・教材の充実
・読書の時間の充実による読解力の向上や情緒豊かな子どもの育成
・選書や資料購入に当たって、司書教諭等に対する支援・協力など学校教育の充実の助けになることができる。

地域や市民にとって役に立つ図書館として存在意義を確立

「図書館をめざすもの」検討委員会

委員長 高梨 顕彦 (図書館長)

委員 堂下 美智恵 (滝山地区館長)

岡野 知子 (図書サービス係長)

若林 美南子 (ひばりが丘地区館長)

梅田 美智子 (東部地区館長)